

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る保育所等の対応について (令和2年3月24日現在)

新型コロナウイルス感染症対策に係る保育所等の利用及び保育料については、現時点（令和2年3月24日）において以下のとおりとなっています。

なお、今後状況の変化等により取扱いが変わる可能性があります。随時、松戸市ホームページに公表いたします。

### 1 保育所等の臨時休園等について

- 感染した子どもが、発熱や咳などの症状が出ている状態で登園していた場合などは、当該保育所等の一部又は全部の臨時休園を行う場合があります。

→ 現時点で、臨時休園をしている保育所等はありません。

- 感染した子どもや、子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、登園自粛の要請を行います。

(登園自粛の要請については、松戸健康福祉センター（松戸保健所）及び松戸市の感染症対策の所管部署と協議のうえ、実施を判断します。)

→ 松戸市として、一般的な園内の感染拡大防止のための登園自粛の要請は行っていません。

### 2 保護者向け情報

#### (1) 保育所等の保育料について

- 上記1の方針に基づき、「保育所等の臨時休園」及び松戸市から「登園自粛の要請」を行った場合、保育料を日割り計算により減額します。日割り計算にかかる詳細については、追ってお知らせします。

→ 現時点では、上記に該当する方はいません。

#### (2) 育児休業の復職延期について

- 4月1日に入所される方のうち育児休業から復職予定の方について、今般の新型コロナウイルス感染症を原因として、育児休業からの復職予定日を延期される場合は、令和2年6月1日までに育児休業から復職していただく予定であれば、当初の認定内容（認定事由・認定期間等）を変更いたしません。（保育所等の退園を求めないこといたします。）

→ 対象となる方は、松戸市子ども部保育課入所入園担当室にご連絡下さい。

復職の際は、「復職証明書」をご提出ください。